

# 施 策

中小企業の官公需施策と

## 官公需適格組合

本誌8月号の「トピックス」で「中小企業者に対する国等の契約の方針」、今号の「トピックス」では「官公需総合相談センター」についてご案内しましたが、ここであらためて「官公需適格組合制度」についてご案内したいと思います。

### 中小企業者への官公需発注を！！

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)が制定されています。官公需法では、中小企業者に官公需の受注機会をできるだけ多く与えるために国が講ずべき措置等について、次のように具体的に定めています。(一部省略)

- 1 国等は物件の買い入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として組合を活用するように配慮しなければならないこと。(第3条)
- 2 受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業者向け契約目標額と受注機会の増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年閣議決定し、公表すること。(第4条)
- 3 契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。(5条)
- 4 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。(第6条)
- 5 地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないこと。(第7条)

などです。

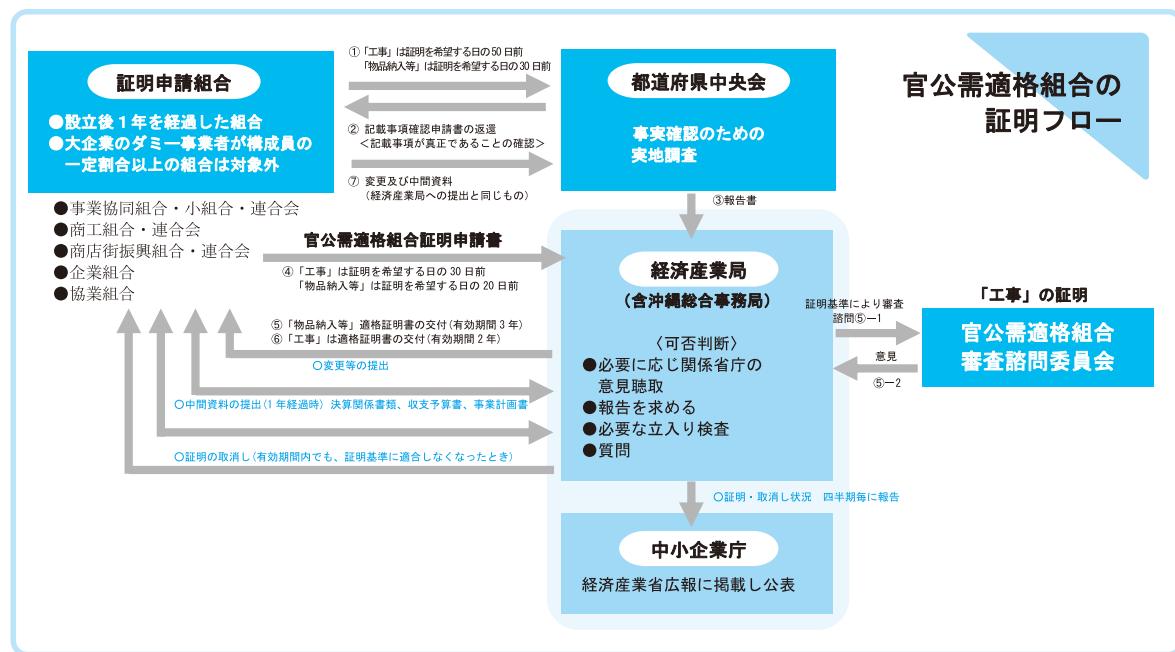
国はこの法律と「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、各府省、公庫等ごとの契約目標の公表、個別発注情報の提供と説明、発注部局における「相談窓口」の設置、官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供、「官公需総合相談センターの設置」、分離・分割発注の推進、適切な納期・工期の設定、銘柄指定の廃止、中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大、官公需適格組合等の活用、同一資格等級区分内の者による競争の確保、調達手続の簡素・合理化、技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大、地域の中小企業者等の積極活用、中小企業者の適切な評価、中小建設業者に対する配慮、新規開業中小企業者の参入への配慮、適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度の適切な活用等各種の措置を講ずるとともに、地方公共団体に対しても中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずることを要請しています。

また、千葉県においても「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を定め、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じています。

### 官公需適格組合とは

「官公需適格組合制度」は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明する制度です。この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、以下の基準を満たしています。

■物品・役務関係組合の証明基準	■工事関係組合の証明基準
<p>イ. 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること</p> <p>ロ. 官公需の受注について熱心な指導者がいること</p> <p>ハ. 常勤役職員が2名以上いること</p> <p>ニ. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること</p> <p>ホ. 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帶して責任を負うこと</p> <p>ヘ. 檢査員を置くなど検査体制が確立されていること</p> <p>ト. 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること</p>	<p>左記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。</p> <p>チ. 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること</p> <p>リ. 工事1件の請負代金の額が1,500万円（電気、管工事等は500万円）以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名以上は受注しようとする工事の技術者であること</p> <p>ヌ. 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること</p>



## 官公需適格組合の活用

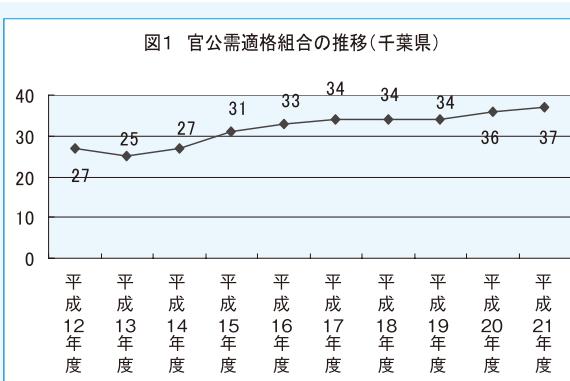
官公需法第3条において、「国等は、…国等が対価の支払をすべきものを締結するに当っては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」と定めています。

また、中小企業者に関する国等の契約の方針においては、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めており、さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例の活用」、官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表等を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める」ことも盛り込まれています。

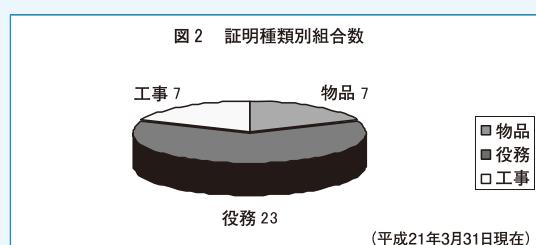
また、事業協同組合をはじめとする各種の組合は法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度上確保されています。

さらに、一定の場合には、認可行政府である国や都道府県が指導監督できるなど信頼性の高い法人であることも、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

以下に千葉県内における官公署適格組合の推移について記載しています



(図 1) にあるように、官公需適格組合が千葉県内に 37 組合(平成 22 年 3 月 31 日現在)あり、増加傾向にあります。



(図2)にあるように、証明種類別では、物品関係が7組合、役務関係が23組合、工事関係が7組合となっています。

物品關係（7組合）書籍、印刷、石油他  
役務關係（23組合）測量、建物サービス  
水道サービス他工事關係（7組合）土木、造園、電気他

◎官公需適格組合制度等、官公需に関するお問合せは、「千葉県中小企業団体中央会 官公需総合相談センター（担当：海老根 TEL：043-306-3284）」まで。